

坂本城を考える会・会則
 (平成20年4月19日一部改正)

- 第1条 本会は、坂本城を考える会と称し、事務所を滋賀県大津市に置く。
- 第2条 本会は、坂本城に関心を持つ有志が相集いそれぞれの思いを語り合う中、坂本城の全貌または片鱗を復元し、歴史・文化・経済・観光の住み良い地域社会を形成することを目的とする。
- 第3条 本会は、前記の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 坂本城復元等に関する研究・啓発活動
 - (2) 会報の発行
 - (3) 会員相互の親睦
 - (4) その他目的達成のために必要な事項
- 第4条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 幹事 若干名
 - (6) 監事 2名以内
- 第5条 本会の役員は総会において選出する。
- 第6条 本会の機関は総会及び役員会とする。
- 2、総会は毎年1回定期的に開催し、会長が招集する。
 - 3、役員会は、監事を除く役員で構成し、会長が招集し、監事の出席を妨げない。
 - 4、役員会は、顧問を置く場合には、直後の総会で承認を得ることとする。
- 第7条 本会の経費は会費、寄付金等を以てこれに充てる。
- 第8条 本会の会費は役員会が定めることとする。
- 第9条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第10条 この会則は平成19年3月3日から実施する。
- 附則1、この会則の改正部分は平成20年4月19日から有効とする。

以上